

# 原子力損害賠償の現場で

村上 重俊

## 1 原発事故の発生状況

- ① 2011年3月11日午後 3時27分 津波到達
- ② " 12日午後 3時36分 1号機で水素爆発
- ③ " 14日午前11時 1分 3号機で水素爆発
- ④ " 15日午前 6時頃 2号機及び4号機で水素爆発
- ⑤ " 11月30日 研究機関が1号機の核燃料の85%以上が格納容器内に落下したと公表
- ⑥ " 12月16日 野田首相が福島原発の「冷温停止状態」達成と宣言

## 2 事故直後から原子炉格納容器の破損は確認されていた

2011年3月26日原子力資料情報室は、原子力安全・保安院が公表したパラメーターに基づき福島原発1号機の状況について解説した。

パラメーターとは、プラントパラメーター（原子炉の状態）で、福島第一原発の原子炉1～5号の水位・温度・圧力・放射線量などであるが、別紙グラフは福島第一原発1号機のパラメーターで、事故直後から格納容器の圧力や水位が著しく低下していることを示しており、既にこの時点で原子炉格納容器の破損は明らかで、メルトダウンの発生が推測されると解説した。

- \*この情報を公表した原子力資料情報室は、東大で核科学を学び原発技術者になったものの疑問を感じて辞職して30歳で都立大助教授になり、その後脱原発に献身した故高木仁三郎が設立したNPO法人である。
- \*この炉心損傷の発表を東電は否定し、政府や有力な原子力工学者も無視したが、2ヶ月後の5月25日東電は報告書で、震災発生から4時間後の午後7時に1号機の炉心損傷が始まり、その11時間後に炉心溶融、さらに12日の午後3時に水素爆発があったこと追認した（日経新聞、2号機・3号機の炉心溶融も認めた。）。

## 3 福島第一原発は、わざわざ12メートル以上台地を掘削して建設された

この掘削がなければ津波の被害は生じなかった（女川原発は高台に建設されたため原子炉本体の損傷を免れた。）。

## 4 電源を使用しないでも作動する非常用復水器（IC）が活用されなかった。

現場の社員が無知で手動停止したのが原因である（原子力基盤機構報告書）。

このシステムが作動していれば、少なくとも7時間の余裕が生まれ、水素爆発を防ぐ対策（ICへの給水、その他の非常措置）を講ずる余裕が生まれたと考えられる。

東電社員は、幹部すら電源喪失時にこの装置がいったん停止することを知らなかったもので、装置が稼働しないまま空焚き状態が継続し、過ちに気づいた時には現場に近づけないほど放射能の値が高くなっていた（NHKスペシャル、23年12月18日付け朝日新聞等）。

- \*政府の福島原発事故調査・検証委員会は、1号機の全運転員が非常用の冷却装置を作

動させた経験が無いことを明らかにしている（12月26日付 日経新聞）。

## 5 軽視された大地震・津波の発生の危険性

- ① 1978年原子力委員会が耐震基準指針を28年ぶりに改正（旧指針）
- ② 旧指針改定を検討する原子力安全委員会耐震指針検討分科会（2006年8月28日）で、著名な地震学者である石橋克彦神戸大学名誉教授は、当分科会の議論は活断層想定 of 危険性を過小評価しているとして委員を辞任した。
- ③ 2006年9月19日原子力安全委員会は、耐震基準指針を分科会の方針通り改正した。

\* 同改訂基準の末尾に地震随伴現象に対する考慮事項として

施設の共用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことと追記。

- ④ 2009年6月及び7月の原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波・地質・地盤合同WG（ワーキンググループ）の議事録には、岡村行信委員が、WGは1930年の塩屋崎地震（マグニチュード7.36）を前提に地震規模を想定しているが、869年に起きた貞観地震は、東北大学の佐竹教授の研究によれば、少なくともマグニチュード8.5前後で、塩屋崎地震とは比べものにならない大規模な津波が起きており、これは2004年に起きたスマトラ沖地震と同様に連動型地震であったと指摘した。しかし、東京電力担当者（西村）は被害がそれほど見あたらないと否定し、事務局（経産省職員）も7月の会議で再調査したが貞観地震の規模は、塩屋崎地震より小規模であったと断定し、反論を封じた。

\* 貞観地震は平安時代の歴史書（日本三大実録）に記載されている。その前後に起きた災害は以下の通り。

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| 863年（6年前）  | 今の富山県から新潟県にかけ大地震  |
| 864年（5年前）  | 富士山、阿蘇山が大噴火（貞観噴火） |
| 868年（前年）   | いまの兵庫県で大地震（M7以上）  |
| 871年（2年後）  | 鳥海山が大噴火           |
| 878年（9年後）  | 関東地方で大地震          |
| 887年（18年後） | 南海地震（M8.0～8.5）    |

- ⑤ 同年7月21日原子力安全・保安院は福島原発5号機の耐震安全性にかかわる評価について上記WGの結論は、妥当であるとの判断を公表した。

- ⑥ 2011年6月7日に日本政府がIAEA（国際原子力機関）に提出した報告書内の指摘

\* 原子力安全・保安院は、2006年の耐震指針改訂後も津波に対する評価や残余のリスクの評価を先送りしていた。

\* 土木学会原子力土木委員会津波評価部会では想定された設計用津波を上回る津波が来ることによるリスクの認識はあったものの対策の具体的検討をしてはいなかった。

\* 原子力規制行政機関は、アクシデントマネジメントの有効性を説明するだけで、現実的条件で実施訓練を定期的に行うことを義務付けず、その実施を事業者の自主性にゆ

だねた（よって各事業者は定期的な非常時訓練を行わなかった。）。

## 6 原発事故の歴史

① 1979年3月28日 アメリカ、スリーマイル島2号炉のメルトダウン事故

\*メルトダウンした原子炉の燃料が格納容器を突き破る寸前で停止した。

② 1986年4月26日 チェルノブイリ4号炉の暴走事故

③ 1995年12月8日 高速増殖炉「もんじゅ」でナトリウム漏出・火災事故が発生

④ 2010年8月「もんじゅ」の燃料交換装置の一部である中継装置が原子炉内に落下

## 7 原発訴訟の歴史（海渡雄一弁護士作成のレジメの抜粋）

① 1992年10月29日 伊方原発最高裁判決

住民敗訴であったが、原子炉の危険性を認め、全ての資料を有する行政庁に危険性がないことを立証責任があるとした。

② 2003年1月27日 「もんじゅ」名古屋高裁判決

もんじゅ設置許可処分を無効とする住民勝訴判決を下した。

決め手は古本屋で入手した危険な実験結果を示す秘密の内部文書であった。

③ 2005年5月30日 もんじゅ最高裁判決

高裁の弁論終結後に、事業者が設計変更したのに、変更前の許可処分を有効と判決

\*日本以外の国は、危険性が高いとして高速増殖炉の開発を中止している。

④ 2007年10月26日 浜岡原発静岡地裁判決

浜岡原発は、東海地震の断層の直上に位置し、150年間隔でM8クラスのプレート間地震が起きている。しかも2006年に耐震指針が改定され、新指針に基づく国の審査が継続中であるのに住民敗訴の判決を下した。

この裁判で斑目春樹原子力委員長は、「非常用ディーゼル発電機2台が同時に動かないという事態は想定しない。いろんな可能性を考えたら物なんて絶対作れない。だからどこかで割り切るんです」と証言している。

判決は、地震学者の石橋説を科学的根拠にかけるとして否定したが、現在では石橋説が学会でも国の安全審査でも基本認識として認められている。

\*判決直前の7月16日新潟中越沖地震が発生し、東京電力柏崎・刈羽全7機に無数の損傷を受け、3号機では火災が発生するなど原発の機器多数が破壊された。

⑤ 2009年4月23日 柏崎原発最高裁判決

耐震設計を遙かに上回る中越沖地震（2007年7月16日）が起き、安全審査の過誤・欠落が明らかになった。しかし、最高裁は法律判断のみを審理する立場であるから、事実認定は最高裁の役割ではないとして、住民側の上告を棄却した。

⑥ 浜岡原発訴訟は東京高裁で審理が継続中であるが、2008年高裁の裁判長から和解の打診があり、同年12月中部電力は、1・2号機の廃炉を公表した。

## 8 原発被害による損害賠償請求の仕組み

① 原子力損害賠償法（1961年制定、最終改定は2009年）

第3条 原子炉の運転により原子力損害を与えたときは、原子力事業者が損害賠償責任を負う。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りではない。

\*事業者の無過失責任と、異常に巨大な天災の場合に免責されることを規定している。  
そこで事故当初、東電の勝俣会長は、想定外の天災であるから、本件事故は免責事由に該当すると主張した。

第7条 損害賠償措置は、1200億円を限度とする。

第16条 政府は、賠償額が賠償措置額を超え、この法律の目的を達成する必要があるときは、事業者に対し必要な援助を行う。

前項の援助は、国会の議決による権限の範囲内とする。

第17条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合の和解の仲介、自主的解決のための一般的な指針の策定のために原子力損害賠償紛争審議会を置くことが出来る。

\*東海村の原発事故の場合にも紛争審議会が設置されたが、申立は2件にとどまった。

②原子力損害賠償支援機構法（2011年8月3日成立）

第1条 原子力損害賠償機構は、原子力事業者が賠償すべき額が原賠法第17条の規定を超える原子力損害を生じた場合において、原子力事業者が賠償するために必要な資金の貸付等を行って、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び事業の円滑運営の確保を図り・・・ことを目的とする。

第48条 政府は、機構が特別資金援助に係わる資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いるため国債を発行することが出来る。

第1項の規定により発行する国債は、無利子とする。

③原子力損害賠償の範囲に関する中間指針（2011年8月5日）

原子力損害賠償紛争審議会は、福島原発事故による損害の範囲に関する中間指針を公表した。この指針は損害賠償請求の際の簡略な手引きというべきもので、中間指針に含まれない損害の賠償請求を排除するものではない。

④東電との直接交渉による解決

東電が株主総会で公表した賠償方針

「親身・親切的な賠償のための五つのお約束」

(一) 迅速な賠償のお支払い

- 今後は、工程管理の徹底を行い、以下の目安に従って、迅速・適切にお支払い。
  - 一、請求書類等の到着から3週間以内を目途に必要な書類の確認を終了
  - 一、合意書を御返送後1～2週間を目途にお支払い

(二) きめ細やかな賠償のお支払い

- 特に資金繰りの厳しい個人事業者の方々に対し、1回目の賠償のお支払いを速やかに実施した上で、御事情と必要性を踏まえ、休業損害についての概算による賠償等を迅速・適切に実施。
- 賠償額が少額の方々に対しては、東電から請求漏れがないかどうかを確認。

(三) 和解仲介案の尊重

- 被害者の方々の立場に立ち、紛争処理の迅速化に積極的に貢献するため、原子力損害賠償紛争審査会において提示される和解案については、東電としてこれ

を尊重。

#### (四) 親切的書類手続き

- 10月12日に発送した「ご請求簡単ガイド」を用いて請求書御記入のサポートを実施。
- 請求書そのものの簡素化や、わかりやすさの徹底等、抜本的に改善。被害者の方々の御意見・御要望を踏まえ、11月中に見直しの内容を確定し、2回目の御請求より実行に移す。

#### (五) 誠実な御要望への対応

- 被害者の方々から寄せられた、賠償に関する主な御要望や御質問を定期的にとりまとめ、東電としての対応や考え方（本賠償についてよく頂く御質問等）をホームページで公開。
- 御要望や御質問を踏まえた改善策については、すべての関係部署にもれなく展開し、直ちに実行に移すとともに、実施状況の確認を徹底。

## 9 被害賠償の状況

### ①原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況

イ 申立件数（9月1日から12月28日）は521件、うち和解件数は2件、取り下げが4件、その他は協議継続中である。賠償総件数は百万件を大きく上回り、そのうち紛争性のあるものは、十万件を上回る可能性があると予測している。

ロ 審理解決の阻害要因として、財物や中間指針に具体的記載のない損害について東電が消極的であること、事件全般につき認否留保が多いこと、関係者の日程調整に手間取っている（仲介委員弁護士3名及び双方の弁護士）。

### ハ 最近紛争解決センターでの和解が成立した事例

原発の近郊に被害者が借地権付きの建物を保有しており、建物及び借地権の賠償を求めたが、東電は建物の固定資産評価額のみでの賠償に応じたものの、その余の権利（借地権）の放棄を求めた。しかし、この事実が報道され権利放棄の要求を撤回し、中間指針以上に増額した慰謝料を支払った。

### ②震災直後に仮払い仮処分訴訟を提起した事例

一審は、保全の必要性がないという理由で仮処分申立が却下され、即時抗告審で中間指針に基づく和解が成立した。

\*一審での注目点は、災害の場合に、会社は従業員に給与を支払う義務がないから、休業期間中の従業員給与を会社の損害として認めないと判断したこと（民法第536条1項）。

## 10 私が受任した事件の途中経過

### ①最初の方針・・・過失責任を追及するための調査

東電が原賠法第3条但し書きを主張してくることが予想されたので、巨大地震の発生を予知できたか否かを様々な論文（貞観地震に関する東北大の研究結果等）、2006年の耐震指針改定の理由、新指針に基づく再評価の内容、地震予知の最新情報、地震と津波の相関関係等に関する情報を収集した。

その結果、東北大の貞観地震の研究は、仙台平野を中心とする大地震として調査されており、福島原発所在地までは及んでいないが、産業技術総合研究所活断層・地震研究センターは、2004年頃から貞観津波が残した地中の土砂を調査し、痕跡が宮城県石巻市から福島第一原子力発電所に近い福島県浪江町まで分布し、内陸3-4キロまで入り込んでいたことを確認した。

2006年の新耐震指針に基づく、福島原発の再評価審査で、岡本委員の意見が封じられ、東電がシビアアクシデントに対する対策を行った形跡がなく、その結果、被害が拡大した事を裏付ける情報も得た。

その一方で、従来の最高裁判決は事業者寄りの姿勢が顕著であり、決定打を欠いたまま訴訟を提起しても、勝訴の見込みは乏しいと判断せざるを得なかった。

#### ②賠償金の仮払いによる状況の変化

東電が、世論や政府の指示に押されて、賠償金の仮払いに着手した。

2011年6月21日、東電の担当者と初めて面談し、一部の債権者に対して支払を開始したのは「偏頗な弁済」であり、原賠法第3条但し書きに基づき1200億円以上の賠償は免責されるという従来の主張を、自ら覆す行為であると指摘した（一部の債権者に支払えば、1200億円を債権額に基づいて分配するという構図を自ら崩壊させることになる。）。

#### ③調査研究の重点を責任論から損害論へ移行した。

以上の応答を踏まえて、2011年3月11日から8月31日までの第一次請求書の作成に着手し、11月4日に請求書を送付した。

東電は、財物の損害賠償については、賠償に応じない姿勢である。

東電の請求書式では、営業損害は売上高から製造原価を差し引いて粗利を請求する事になっているが、福島工場の在庫品、仕掛品原材料については、支払済みの製造原価と評価し、差し引くべき製造原価から除外した（実質的な財物の補償）。

#### ④請求書に対する東電の対応

イ 東電は、株主総会で約束した迅速な賠償作業（請求書類等の到着から3週間以内を目途に必要な書類の確認を終了。合意書を御返送後1～2週間を目途に支払う。）を実行しなかった（請求書の内容についての質問すらせず1ヶ月が経過した）。

\* 12月9日に東電側弁護士から「記録を受け取ったばかりでいつ会えるかも回答出来ない。」と電話連絡があったが、本件は通常事件と異なり東電には一定の期限内に迅速に処理する義務があることを説明した。

ロ 事業所閉鎖による従業員の退職金については、労使間の雇用契約の問題なので損害賠償の対象にはならないと支払いを拒絶された。

ハ 福島工場の不動産及び機械設備、在庫品、仕掛品、原材料等の財物については今後の状況が確認できないので、当面は支払いを拒否すると回答された。

\* 政府による帰宅困難地域の買収を期待していると推測される。

ニ 営業損害については、請求者が福島工場の製品を委託生産により代替生産しているので、その売上げは、損害額から控除すべきであると回答された。

ホ 東電の前項の回答は、不法行為に基づく損害賠償請求についての、最高裁判決や、通説（学会の多数説）と反する見解であるから法的根拠を示せと反論したが、未だ

に回答はされていない。

(東電は、被災地から避難した人が、よそで就業し収入を得た場合についても損害額から差し引いており、これでは努力した人が報われないことになる。)

- \* 不法行為を契機に被害者が得た利益について、最高裁は、二重利得禁止の観点から例外的に損益相殺を認めているが、請求者は閉鎖工場から利益を得ていないので二重利得に該当しない。
- \* 「千日デパート火災訴訟判決」(中間指針審査会配付資料の一つ)は、早期に代替店舗で営業を再開した被害者についても、代替店舗における売上を控除することなく、一定期間の営業損害の賠償を認めている。

#### ⑤現在の状況

厳しい折衝の末、2011年12月30日在庫品、仕掛品、原材料について賠償金の支払を受けたものの、その他の事項については、協議を継続中である。

### 1.1 原発の現状

「冷温停止状態」宣言は、誤りであり、「冷温漏水状態」であって安定状態ではない(施設内の汚染水は92,700トン、貯蔵汚染水は131,600トンで増加中)。